

※特定有害産業廃棄物として取り扱う有害物質

	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃油 (引火点70℃未満)
トリクロロエチレン	●	●	●	●
テトラクロロエチレン	●	●	●	●
ジクロロメタン	●	●	●	●
四塩化炭素	●	●	●	●
1,2-ジクロロエタン	●	●	●	●
1,1-ジクロロエチレン	●	●	●	●
シス-1,2-ジクロロエチレン	●	●	●	●
1,1,1-トリクロロエタン	●	●	●	●
1,1,2-トリクロロエタン	●	●	●	●
1,3-ジクロロプロペン	●	●	●	●
シマジン	●	●	●	
チオベンカルブ	●	●	●	
ベンゼン	●	●	●	●

★水素イオン濃度(pH)2.0以下の廃酸、及びpH12.5以上の廃アルカリは取扱しません。